

# 第6回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月4日(月)午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(13人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	篠 原 末 治
〃	13 番	遠 藤 政 雄

欠 席 8 番 中 田 義 弘

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

11 番	河 村 繁 美
12 番	篠 原 末 治

第2 報告第1号 農業会議から許可相当の答申について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による報告について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条に規定による許可申請について  
議案第3号 農地等のあっせん申し出について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条に規定による農用地  
利用集積計画の決定について  
議案第5号 現況証明願について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	細 野 幸 彦
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

## 6. 会議の概要

事務局長 (細野局長)	それでは、ただいまより第6回土幌町農業委員会総会を開催致します。 はじめに農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 次に、渡邊会長から挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんにちは。先週は道外視察ということで農業者年金関係の先進地それぞれの優良な取り組みを拝聴することができました。また、九州の都市近郊の農業についても勉強することができまして、たいへん有意義な研修だったと思います。今後は農業者年金の新規加入に向けて、来週は農業者年金の研修がありますが、それぞれ委員の皆さんにお力添えを頂きたいと思っています。 本日は総会后、忘年会もありますし、議案の方も沢山ありますのでよろしくお願いしたいと思います。
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 なお、本日総会出席委員は13名出席でございます。中田委員は所用により本日欠席していますが、定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては、慣例により渡邊会長にお願いいたします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (細野局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。

渡邊議長	足立農業振興小委員長
3番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 つづきまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。11番河村繁美委員、12番篠原末治委員、よろしく願いいたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。報告第1号農業会議から許可相当の答申について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	報告第1号農業会議から許可相当の答申について11月13日の農業委員会総会において審議した次について、11月24日に開催された農業会議常設審議委員会の審査の結果、11月24日付けで許可の答申があったことを報告します。平成29年12月4日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実
	<b>【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	この件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので報告第1号は承認されたものとします。 次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、合意による賃貸借契約の解除通知があったので報告します。平成29年12月4日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実
	<b>【報告第2号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	この件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	<p>ないようですので報告第2号は承認されたものとします。</p> <p>次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、申請があったので審議願います。平成29年12月4日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】</b></p>
渡邊議長	<p>それでは番号1番〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。</p>
1番 (森本代理)	<p>現地を確認して参りました。今回の3条の申請は経営移譲による使用貸借を行うための申請です。現在、〇〇さんは〇〇さんのもとで後継者として農業に従事しています。農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地の使用貸借を受けても農地を有効的に利用できると思えます。</p>
渡邊議長	<p>それでは、ただ今の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
13番 (遠藤委員)	<p>はい。〇〇〇さんが〇〇さんに経営移譲する件なのですが、〇〇さんは誰かから農地を借りていませんか。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>集積で借りています。</p> <p>先に集積の説明をしますが、経営移譲を行った場合、今までは借りていた土地を解約してあっせんをまた出して同じ〇〇さんが借りる手続きをしていましたが、他の市町村を調べたら集積の変更という形で決定をすれば名前の変更だけできる、期間はそのまま継続するという形で総会にかければその変更の手続きも出来るようになりましたのであとで報告します。</p>
渡邊議長	<p>他にありませんか。</p>
全員	ありません。

渡邊議長	続きますして番号2番〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
2番 (佐藤委員)	現地を確認して来ましたが、今回の3条の申請は経営移譲による使用貸借を行うための申請です。現在、〇〇さんは〇〇さんのもとで後継者として農業に従事しています。農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地の使用貸借を受けても農地を有効的に利用できるの見込まれます。
渡邊議長	それではこの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	それではないようですので、続きますして番号3番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
1番 (森本代理)	現地を確認して参りました。今回の3条の申請は経営移譲による使用貸借を行うための申請です。現在、〇〇さんは〇〇さんのもとで後継者として農業に従事しています。農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地の使用貸借を受けても農地を有効的に利用できるの見込まれます。
渡邊議長	それではこの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	それではないようですので、続きますして番号4番5番〇〇〇の〇〇さんと〇〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
9番 (小野寺委員)	現地を確認して参りました。今回の3条の申請は経営移譲による使用貸借を行うための申請です。現在、〇〇さんは〇〇さんのもとで後継者として農業に従事しています。農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地の使用貸借を受けても農地を有効的に利用できるの見込まれます。
渡邊議長	それでは番号4番5番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

- 13番  
(遠藤委員) 番号5番の〇〇さんの農地ですが、いつごろ貸借の契約期間が切れる予定ですか。
- 事務局  
(加藤係長) 〇年〇月に3条申請があり、許可した案件で〇〇〇〇年に切れます。
- 4番  
(渡邊委員) 今回のような使用貸借の場合は解約するのは難しいものですか。
- 事務局  
(加藤係長) 使用貸借は10年経過したら切れるだけです。
- 4番  
(渡邊委員) その10年の間に解約はできますか。
- 事務局  
(加藤係長) 使用貸借中に一括生前贈与したい場合は解約の手続きはできます。ただ、経営移譲してすぐなので皆さん大体1回、3条(使用貸借)申請をします。申請する方は農業者年金の絡みで3条申請をしているのですが、1回(10年)かけてその後、もう1回(10年)使用貸借するか、生前一括贈与するような形に今はなってきています。また、経営移譲した方が70歳を超えたら相続時精算課税制度が使えるので皆さん70歳まで使用貸借をして70歳を超えてから生前一括贈与したほうが税金の面も簡単なので、そのような方が多いです。それで皆さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇のところをお願いすることが多いのですが、〇〇〇〇もまず10年は使用貸借したほうが良いと言っています。最初から生前一括贈与したいという方もいますが急遽止めるという方もいるので、まずは使用貸借にするように指導をしていただいています。
- 4番  
(渡邊委員) 前回の総会時に〇〇〇〇であっせんが出ましたが、2番の〇〇さんの畑なのですがとても離れています。それは近くに持ってきてということは、それは自分の土地だから不可能ですか。
- 事務局  
(加藤係長) 不可能です。また交分を行うか、行ってまとめるかしかできないかと思います。
- 13番  
(遠藤委員) ちなみに〇〇〇〇の交分はまだ10年も経っていません。
- 2番  
(佐藤委員) 交分で畑を購入した方が〇～〇年で〇〇さんに売っている経緯があり、畑が離れています。

渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明 願います。
事務局 (加藤係長)	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり、許可 申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5 条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相 当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。 平成29年12月4日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実  <b>【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	それでは、ただ今の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はあり ませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。 次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願いま す。
事務局 (加藤係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があった ので審議願います。平成29年12月4日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦 実  <b>【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	それでは所有権移転の番号1番、〇〇〇の土地につきまして意見質問を求 めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いま す。
渡邊議長	ただ今、香川委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協 議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員	はい。
渡邊議長	それでは貸借の番号1番〇〇の〇〇さん、2番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
10番 (後藤委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、後藤委員より番号1番2番につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号3番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
1番 (森本代理)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、森本代理より番号3番の件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	それでは続きまして番号4番〇〇の〇〇さん、5番〇〇の〇〇さん、6番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
5番 (山内委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、山内委員より番号4番から6番の件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号7番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。



9番 (小野寺委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、小野寺委員より番号7番の件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号8番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員より番号8番の件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号9番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
4番 (渡邊委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、渡邊委員より番号9番〇〇の〇〇さんの件につきまして〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号10番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
5番 (山内委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、山内委員より番号10番の件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号11番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
7番 (上山委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、上山委員より番号11番の件につきまして〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号12番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
3番 (足立委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、足立委員より番号12番の件につきまして〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号13番〇〇〇〇の件ですが、まず①番の件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員より番号13番の①番の件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号13番の②番の件につきまして意見質問を求めます。
4番 (渡邊委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長	ただ今、渡邊委員より番号13番の②番の件につきましても〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号13番の③番の件につきまして意見質問を求めます。
3番 (足立委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、足立委員より番号13番の③番の件につきましても〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号13番の④番の件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員より番号13番の④番の件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号14番〇〇〇の件ですが、まず①番の件につきまして意見質問を求めます。
5番 (山内委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、山内委員より番号14番の①番の件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいということですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号14番の②番の件につきまして意見質問を求めます。

6番  
(香川委員) はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 ただ今、香川委員より番号14番の②番の件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 はい。

渡邊議長 それでは議案第3号は承認されたものとします。  
次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局  
(加藤係長) 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、士幌町より決定が求められた次の農用地利用集積計画について、審議願います。平成29年12月4日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

**【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】**

渡邊議長 それでは番号1番〇〇の〇〇さんが〇〇さんに借りている、2番〇〇さんが〇〇〇〇から借りている農地の件で経営移譲に伴う借主の氏名変更につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 それでは続きまして、番号3番〇〇の〇〇さんが〇〇〇〇の〇〇さんに借りている、4番〇〇さんが〇〇さんに借りている農地の件で経営移譲に伴う借主の氏名変更につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。  
次に議案第5号現況証明願について事務局より説明願います。

事務局  
(加藤係長) 議案第5号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成29年12月4日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

**【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】**

渡邊議長                    それでは番号1番の①番並びに②番の件につきまして調査員の説明を求めます。

1番  
(森本代理) ①                先日、現地を確認して参りました。現地在農地・採草放牧地以外となっていることを報告いたします。

13番  
(遠藤委員) ②                ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の件でございます。場所は○○○○の○にある○○○○○○の○にある土地でございます。過日、現地を確認して参りました。現況は農地・採草放牧地以外となっていることを認めましたので皆さんにご報告いたします。

渡邊議長                    それでは、ただ今の件につきまして皆さんから意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員                            ありません。

渡邊議長                    それでは議案第5号は承認されたものとします。  
以上をもちまして土幌町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

午後2時20分 閉会